

【資料】

脱炭素社会づくり基本条例案

—法案作成講座第18期：2022年12月

2004年から、毎年秋に、一つのテーマを決めて法案を作成する自主講座「法案作成講座」を開催している。2021年からオンライン開催としている。今年のテーマは、脱炭素社会づくりにむけた基本条例案であった。参加者から、法案に盛り込むべき事項について意見を聞いて、参加者と対話を行いつつ条例案を作成した。講座は、2022年12月2日、9日、16日の18:30-20:00に開かれた。参加者は、一部参加を含め、45名であった。（倉阪秀史）

（目的）

第一条 この条例は、脱炭素社会づくりに取り組むことが国際社会及び地域社会の将来にとって重要であることにかんがみ、脱炭素社会づくりに関し、基本原則を定め、行政及び事業者、住民その他の者の責務等を明らかにするとともに、脱炭素社会づくりに関する中長期的な目標を設定し、脱炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全並びに現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「脱炭素社会」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

2 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令

で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

3 この条例において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一 太陽光

二 風力

三 水力

四 地熱

五 バイオマス（動植物由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるもの

（基本原則）

第三条 脱炭素社会づくりは、エネルギーを無駄にしないことによりエネルギーの消費量を削減すること、温室効果ガスの

- 排出量の少ない再生可能エネルギー源を使うこと、並びに二酸化炭素を吸収し及び固定する量を増やすことによって、豊かな地域社会を実現しつつ、地球温暖化対策推進法第二条の二に規定される国の脱炭素社会に関する目標（以下「二〇五〇年脱炭素目標」という。）に貢献することを旨として、行われなければならない。
- 2 脱炭素社会づくりは、エネルギーの消費の状況、再生可能エネルギー源の状況、二酸化炭素の吸収及び固定の状況が地域によって異なることにかんがみ、地域住民の生活に密接に関連する分野を中心として、地域に存在する土地、水その他の地域の資源を活かすことを旨として、行われなければならない。
 - 3 脱炭素社会づくりは、人口の減少や高齢化の進行にともなう地域の課題の解決を図ることと両立させることが重要であることにかんがみ、地域の雇用の機会を創出し、地域の人材が活躍できるように進めることを旨として、行われなければならない。
 - 4 脱炭素社会づくりは、再生可能エネルギー源が各地域に分散して得られるものであることにかんがみ、災害が発生した時における地域住民の安全や安心の確保に寄与するように進めることを旨として、行われなければならない。
 - 5 脱炭素社会づくりは、脱炭素社会に向けた施設及び設備の設置並びに運用が環境への負荷を発生させざるものであることにかんがみ、地域の風土に合った形で、当該施設及び設備の設置並びに運用にかかる環境への影響が可能な限り小さくならないことを旨として、行われなければならない。
- （市の責務）
- 第四条 市は、前条に定める脱炭素社会づくりに関する基本原則（以下単に「基

本原則」という。）のっとり、脱炭素社会づくりに関する区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、脱炭素社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たり、県並びに他の地方公共団体及び民間団体等と連携協力するよう努めるとともに、その区域において民間団体等が脱炭素社会づくりに関して行う活動の促進を図るため、脱炭素社会づくりに関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減に配慮した物品及び役務の調達並びに契約の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本原則のっとり、その事業活動に関し、脱炭素社会づくりに寄与する措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する脱炭素社会づくりのための施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第六条 市民は、その日常生活に関し、脱炭素社会づくりに寄与する措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する脱炭素社会づくりのための施策に協力するよう努めるものとする。

（基本方針）

第七条 市長は、基本原則のっとり、脱炭素社会づくりに関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 二〇五〇年脱炭素目標に貢献する対策についての基本的な方針
- 二 市の区域における脱炭素社会の実現に

関する目標

- 三 市の区域におけるエネルギーの消費の状況、再生可能エネルギー源の状況並びに二酸化炭素の吸収及び固定の状況
 - 四 脱炭素社会づくりにともなう市の区域における雇用の機会の創出の見込み
 - 五 市の区域における災害時のエネルギー供給の見込み
 - 六 脱炭素社会づくりにともなう市の区域における環境への影響を可能な限り少なくするための対策
 - 七 前各号に掲げるもののほか、脱炭素社会づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、第二十四条第一項に規定する脱炭素社会づくり本部の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(ゼロエネルギー建築物の選択)

第八条 市は、市民が建築主となる建築物の新築又は改修の際に、断熱を促進すること、エネルギー消費量の少ない照明又は空調をとり入れること等を通じて、当該建築物のエネルギー消費量を可能な限り削減するとともに、当該建築物に再生可能エネルギー源を利用する設備（以下「再生可能エネルギー設備」という。）を付設することによって、当該建築物が消費するエネルギー量を当該建築物に付設する再生可能エネルギー設備で供給できる建築物（以下「ゼロエネルギー建築物」という。）が選択されるように、必要な措置を講じなければならない。

(エネルギー消費量が少ないエネルギー消費機器等の選択)

第九条 市は、市民によって、その使用に

あたって必要となるエネルギー消費量が少ないエネルギー消費機器等が選択されるように、必要な措置を講じなければならない。

(人口規模に応じた都市の機能の集約)

第十条 市は、将来の人口の規模に応じて、適切に都市の機能が集約されるように、必要な措置を講じなければならない。

(自動車交通からの二酸化炭素排出量の削減)

第十一条 市は、公共交通機関の利用の促進、化石燃料を用いない自動車の普及などによって、市の区域の自動車交通からの二酸化炭素排出量の削減を図るために必要な措置を講じなければならない。

(地域の風土に合った形での再生可能エネルギー設備の設置)

第十二条 市は、地域の風土に合った形で、市の区域における再生可能エネルギー設備の設置がすすめられるよう、当該設備の設置を促進すべき区域及びこれを抑制すべき区域を定めて、それらを誘導するために必要な措置を講じなければならない。

(再生可能エネルギー設備を用いた事業の持続可能性の確保)

第十三条 市は、再生可能エネルギー設備を用いた事業が営まれる場合において、その設備の耐用年数が経過した後においても適切に当該事業が継続されるように、必要な措置を講じなければならない。

(エネルギーを溜めておくための設備の導入促進)

第十四条 市は、太陽光、風力その他の変動する再生可能エネルギー源を安定的に利用することができるように、市の区域内において、エネルギーを溜めておくための設備の導入が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(生物資源の生育に伴う二酸化炭素の吸収

及び固定の促進)

第十五条 市は、生物資源の生育に伴う二酸化炭素の吸収及び固定が促進されるように、市の区域における樹林地、藻場その他の自然環境を適切に保全し、又は創出するとともに、市内の農林水産業の振興を図るために、必要な措置を講じなければならない。

(木材の利用の促進)

第十六条 市は、樹木の生育に伴って吸収された二酸化炭素を大気中に放出させないようにするために、建築材料、工作物の資材又は製品の原材料として木材が利用されることを促進するために、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の発生の抑制)

第十七条 市は、市内の廃棄物を焼却することに伴う二酸化炭素の発生を抑制するために、廃棄物の減量化を進めるとともに、化石燃料から作られたプラスチックが廃棄物として焼却されることを抑制するために、必要な措置を講じなければならない。

(脱炭素社会づくりに関する教育及び学習の振興等)

第十八条 市は、事業者及び市民が脱炭素社会づくりについての理解を深めるとともにこれらの者の脱炭素社会づくりに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、脱炭素社会づくりに関する教育及び学習の振興、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第十九条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活

動その他の脱炭素社会づくりに関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(脱炭素社会づくりに資する事業の支援)

第二十条 市は、脱炭素社会づくりに資する事業について、投資の促進、資金の融通の円滑化その他その支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(地球温暖化への適応を図るための施策)

第二十一条 市は、地球温暖化及びその影響に関する予測を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化への適応を図るための施策を計画的に推進するものとする。

(他の地方公共団体との協力の推進)

第二十二条 市は、脱炭素社会づくりに関する施策を他の地方公共団体との協調の下で推進することの重要性にかんがみ、脱炭素社会づくりに関する他の地方公共団体との連携の確保その他の他の地方公共団体との協力を推進するために必要な施策を講じなければならない。

(政策形成への民意の反映等)

第二十三条 市は、脱炭素社会づくりに関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、脱炭素社会づくりに関し学識経験のある者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(脱炭素社会づくり本部)

第二十四条 市長は、脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、脱炭素社会づくり本部を置くものとする。

2 前項に定める脱炭素社会づくり本部に関し必要な事項は、規則で定める。